

平成23年度

教育委員会点検・評価報告書

(平成22年度事業対象)

平成24年2月

浦添市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 点検・評価制度の概要	2
◎根拠法令	
(1)導入の経緯	
(2)目的	
(3)学識経験者の知見の活用	
(4)点検・評価の方法	
2. 本市教育委員会の点検・評価の方法	3
(1)点検・評価の対象となる事業の考え方	3
(2)点検・評価の様式について	3
(3)点検・評価書の見方	4
(4)学識経験者の知見の活用について	4
「点検評価に関する有識者」名簿	5
浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」 に関する要綱	5
3. 教育委員会点検・評価書（平成 22 年度事業等）	
(1)教育委員の活動	7～21
(2)教育部	22～30
(3)指導部	31～43
(4)文化部	44～50
※「教育委員の活動」関連資料	
資料①平成 22 年度教育委員会会議における議案等一覧	51～53
資料②平成 22 年度教育委員の活動状況	54～56
資料③平成 22 年度教育長の活動状況	57～69
4. 「点検・評価に関する有識者」からの意見	
(1)上地多恵子氏より	70～72
(2)棚原正榮氏より	73～81
(3)比嘉悦子氏より	82～86
5. おわりに	87

は じ め に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、平成 20 年度から教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

これを受け、本市教育委員会においても平成 20、21、22 年度と点検評価を行って、その報告書を作成し、市議会に提出するとともに、本市のホームページ上において公表をいたしました。

平成 23 年度においても、同様に点検評価を実施いたします。

本報告書は、平成 22 年度における教育委員の活動状況のほか、同年度の事業の中から重点施策と位置づける 44 の事業について、点検・評価を実施し、報告書としてまとめたものであります。

ぜひ、ご一読いただき、本市教育委員会の取組にご理解を賜るとともに、ご意見、ご指導をいただくことができれば幸いに存じます。

平成 24 年 2 月

浦添市教育委員会

浦添市教育委員会委員

（平成 24 年 2 月 1 日現在）

役 職 名	氏 名
教育委員長	運天 政徳
委員長職務代理者	伊禮 厚子
教育委員	仲宗根 加代子
教育委員	平良 寛吉
教育長	津波 清

◎根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

1. 点検・評価の概要

(1)導入の経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月から施行されました。

地教行法改正の趣旨の大きな柱のひとつが「教育委員会の責任体制の明確化」であり、その趣旨に沿って、今回の点検・評価制度が導入されたものです。

これに伴い、教育委員会はその権限に属する事務について、点検・評価を行うことが義務づけられ、さらにその結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされました。

(2)目 的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育に関する事務を所掌しておりますが、この所掌する事務が適正かつ効果的に執行されているかどうかについては、自らが事後にチェックすることが重要であると考えられました。

今回の地教行法の改正に伴う点検・評価制度の導入により、効

果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果を議会に提出し、公表することで市民の皆様への説明責任を果たします。

(3)学識経験者の知見の活用

これは、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

(4)点検・評価の方法

点検・評価の具体的な方法については、国は基準等を定めることはしないとされておりますので、点検・評価の項目や指標、議会への報告や公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

2. 本市教育委員会の点検・評価の方法

(1)点検・評価の対象とする事業の考え方

どの年度を対象とするかということについては、当初から前年度の事業について行うこととしておりますので、今年度は平成22年度の事業が対象ということになります。

その中でどの事業を対象とするかということについては、教育委員会が所管する事業の中から、義務的、経常的なもの等を除き、重点施策と位置づける事業について行うこととしました。

平成22年度の事業については44の事業を精選し、点検・評価を実施いたしました。

(2)点検・評価の様式について

点検・評価の具体的な方法については、国は定めないということは、前述したとおりですので、様式についても各教育委員会で定めるということになります。

本市教育委員会においては、当初作成した様式に一部修正を加えた前回の様式を今回も採用しております。

1事業について、「事業概要」、「備考（成果・課題）」の2項目だけのシンプルな様式となっております。

(3)点検・評価書の見方

- ①点検・評価書は「教育委員の活動」、「教育部」、「指導部」、「文化部」に分けて作成してあります。
- ②「事業名」は、「教育委員の活動」については、「教育委員会の会議」、「その他の会議、研修会への参加」、「学校訪問」、「学校行事への参加」、「各種行事、大会等への参加」の5つの活動に大別し、教育部、指導部、文化部については、原則として予算上の事業名を引用してあります。
- ③「事業概要」は、各事業の概要を記載してあります。
※「事業名」と「事業概要」は、同じ欄に記載
- ④「備考」には、主に「成果」と「課題」を記載してあります。

※なお、「教育委員の活動」の点検評価書については、前回までは各教育委員の意見を反映させながら事務局で作成しておりましたが、今回は各教育委員自らが作成することとし、これをほぼ原文のまま掲載してあります。

所定の様式、作成方法等に沿っていない部分もあることについてはご了承ください。

(4)学識経験者の知見の活用について

- ①人選については下記の名簿のとおりです。

- ②知見の活用の方法について

この点検評価を開始した平成 20 年度の最初の有識者会議において、有識者の方から各々の専門分野を生かすため、各有識者がそれぞれの専門分野に関係の深い部について意見を述べるのが良いのではという提案があり、以後、同様の手法を採用しております。

そして、教育委員及び教育委員会の 3 部が自己点検・評価したものに対して、意見を述べていただきました。

(70 頁～86 頁参照)

「点検・評価に関する有識者」名簿

(敬称略)

氏 名	専門分野等（主な活動等）	担 当
上地 多恵子	社会教育関係（元校長）	教育部
棚原 正榮	学校教育（元校長）	指導部
比嘉 悦子	文化的活動等	文化部

※「教育委員の活動」については、各有識者からそれぞれ意見を述べていただく。

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱

平成 21 年 1 月 29 日

教育長決裁

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

(委嘱等)

第2条 有識者は、教育に関し学識経験を有し、教育活動に熱意のある者の中から、教育長が委嘱する。

2 有識者の任期は、当該年度における点検・評価に係る業務の終了時までとする。

3 有識者は、再委嘱することができるが、その回数は 3 回までとする。
ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(業務)

第3条 有識者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育委員会が実施した点検・評価に関し意見を述べること。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。